

第三十六号

徳島県安心こども基金条例の一部改正について

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心こども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハ中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。